

「農業用施設用地の大規模野菜生産施設等建築による農地転用基準の見直し」  
について

2012年11月27日

規制・制度改革委員会委員  
大上 二三雄

本件についての円滑な議論の観点から、以下の論点を参考として提示する。

- 一 近年、効率的な新たな生産手段による農作物の生産を行う植物工場等の大規模野菜生産施設が出現している。  
このような施設を農地に建設する際に、全面にコンクリートを貼る場合には転用しなければならない。  
これは、農地法において「農地」を「耕作の目的に供される土地」（耕作しようと思えば耕作できる状態の土地）と定義しているためである。  
このようなことから、現行の『農地』の概念が農業の成長産業化を促進する観点から妥当であるのか。
- 二 農地の集積化及び6次産業化が進む中、農地の一部にその農地で生産される農作物の生産性を向上させるための施設や作業を効率化する施設を建設したいと考える農業者も存在する。  
このような施設を農地の一部に建設する場合に、その部分を含み全体として農地としてみることで、農地全体としての農作物の生産性の向上及び作業の効率化を促進する必要があるのではないか。

以 上